

平成22年5月31日

各位

八戸市財政部管財契約課

平成22年度建設工事における入札参加者資格格付基準の改正について（お知らせ）

八戸市では、次のとおり、請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則及び建設工事等の競争入札参加者資格審査実施要綱を改正し、平成22年6月1日から実施することとしましたのでお知らせします。

1 主観的評価項目の要件の追加について

(1) 改正内容

災害時における支援協力に関する主観点（5点）の加算要件として、「災害時における支援協力に関する協定書」を締結した団体の会員であることとしているが、加えて「大規模災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」を締結した団体の会員であることを追加する。

(2) 実施期日

平成22年6月1日以後の競争入札参加資格について適用する。

2 格付基準について

(1) 改正内容

イ 格付している4工事種別（土木、建築、電気、管）において、「建築」の等級区分を4等級から3等級へ見直すとともに、各等級の格付基準及び発注工事設計金額を別紙のとおり改正する。

ロ イの規定にかかわらず、市内に本店を有する者の新規登録から2年目までの取扱いについては、次のとおりとする。

・当該工種（土木・建築・電気・管）について新規登録の場合は、最下位等級に格付けする。

・当該工種（土木・建築・電気・管）について新規登録から2年目の場合は、その年度における本来の等級の直近下位に格付けする。

(2) 実施期日

平成22年6月1日以後の競争入札参加資格について適用する。

別紙

土木工事（改正前）

等級	総合評定値	建設業許可区分	発注工事対象金額
A	840以上	特定	2,500万円以上
B	840以上	一般	900万円以上 2,500万円未満
	740以上840未満		
C	620以上740未満	特定又は一般	400万円以上 900万円未満
D	620未満 / 新規登録		400万円未満



土木工事（改正後）

等級	総合評定値	建設業許可区分	発注工事対象金額
A	850以上	特定	2,500万円以上
B	850以上	一般	900万円以上 2,500万円未満
	730以上850未満		
C	610以上730未満	特定又は一般	400万円以上 900万円未満
D	610未満		400万円未満

建築工事（改正前）

等級	総合評定値	建設業許可区分	発注工事対象金額
A	800以上	特定	6,000万円以上
B	800以上	一般	1,800万円以上 6,000万円未満
	650以上800未満		
C	550以上650未満	特定又は一般	600万円以上 1,800万円未満
D	550未満 / 新規登録		600万円未満



建築工事（改正後）

等級	総合評定値	建設業許可区分	発注工事対象金額
A	780以上	特定	5,000万円以上
B	780以上	一般	1,500万円以上 5,000万円未満
	600以上780未満		
C	600未満	特定又は一般	1,500万円未満

電気工事（改正前）

等級	総合評定値区分	建設業許可区分	発注工事対象金額
A	800以上	特定又は一般	1,600万円以上
B	650以上800未満		900万円以上 1,600万円未満
C	650未満 / 新規登録		900万円未満



電気工事（改正後）

等級	総合評定値区分	建設業許可区分	発注工事対象金額
A	820以上	特定又は一般	1,600万円以上
B	650以上820未満		900万円以上 1,600万円未満
C	650未満		900万円未満

管工事（改正前）

等級	総合評定値区分	建設業許可区分	発注工事対象金額
A	750以上	特定又は一般	1,600万円以上
B	650以上750未満		900万円以上 1,600万円未満
C	650未満 / 新規登録		900万円未満



管工事（改正後）

等級	総合評定値区分	建設業許可区分	発注工事対象金額
A	740以上	特定又は一般	1,600万円以上
B	640以上740未満		900万円以上 1,600万円未満
C	640未満		900万円未満
